

本町における誘導すべき機能（誘導施設）整備方針を次のとおりに設定します。

表 誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。 ◆町民の利便性を考慮して、窓口業務の一部を他の集客施設と複合して設置することは可能である。 	(本計画における誘導施設に設定しない)
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者や障がい者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○ふれあいサロン ○デイサービス施設
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館 ○子育て支援施設 ○保育施設 ○一時預かり託児施設
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ◆町民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。 	○床面積1,000㎡を越える小売店舗
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の健康維持等に必要な施設の維持に努めていく。 	(本計画における誘導施設に設定しない)
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行、農協などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。 	(本計画における誘導施設に設定しない)
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ◆学生や来訪者等を対象とした歴史的・文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。 ◆町民の地域交流、スポーツ等の都市活動を支える施設を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光・情報案内施設 ○交流センター・集会施設 ○スポーツ施設 ○図書館・博物館相当施設